

指定障害児通所支援事業者の指定の全部の効力の停止について

那覇市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の24第1項第5号、第7号及び第10号の規定により、下記の指定障害児通所支援事業者の指定の全部の効力の停止処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	合同会社 闘心
所在地	那覇市曙2丁目10番25
代表者	代表社員 熊澤 伸哉

(2) 事業所の概要

名 称	放課後等ディサービス ジャンプステージハート
所 在 地	那覇市曙1丁目18-1 砂川アパート1F
サービス種別	児童発達支援、放課後等デイサービス

2 処分内容

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 処分内容 | 指定の全部の効力の停止(6か月間) |
| (2) 処分期間 | 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで(6か月間) |

3 処分通知日 令和2年2月17日

4 処分の理由

(1) 平成30年9月1日の指定時から平成31年3月31日までの間、配置されているとして届出のある職員について、実際には配置されていなかったにも関わらず当該職員について福祉・介護職員処遇改善加算及び児童指導員等加配加算について請求を行い不正に受給していた。

※児童福祉法第21条の5の24第1項第5号【障害児通所給付費の請求に関する不正】に該当

(2) 令和元年7月31日に行った実地指導で本市の職員の質問に対し、配置されているとして届出のある職員について実際には配置されていなかったにも関わらず当該職員を配置していたと虚偽の答弁を行った。

※児童福祉法第21条の5の24第1項第7号【虚偽の答弁について】に該当

(3) 配置されているとして届出のある職員について、令和元年7月31日の実地指導後本市職員の電話等による問い合わせに対し、本人になりすまして電話をし、また、病気発症のため退職したとのメモを本市に郵送する等実際には配置されていなかったにも関わらず配置していたように偽装を行った。さらに虚偽の源泉徴収票、給与明細書及び労働契約書の作成等を行い当該職員について配置があったよう隠蔽しようとした。

※児童福祉法第21条の5の24第1項第10号【障害児通所支援に関し不正な行為】に該当

5 不正請求に基づく返還

平成30年9月1日から平成31年3月31日までの間に係る福祉・介護職員処遇改善加算及び児童指導員等加配加算額の返還